

平成 19 年 1 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 19 年 1 月 26 日（金）午前 9 時 30 分

2 出席委員

奥寺 康彦 委員長
出光 ケイ 委員
齋藤 道子 委員
三浦溥太郎 委員
田中 茂 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	小林 繁
管理部総務課長	長澤 潤
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部総合高校担当課長	井上 昭
管理部学校管理課長	高田 利男
生涯学習部長	三塚 勉
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	外川 昌宏
生涯学習部学校保健課長	田嶋 敏彦
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
生涯学習部美術館開設準備室長	原田 光
生涯学習部教育研究所長	渡辺 浩
生涯学習部中央図書館長	濱田 祐治
生涯学習部自然・人文博物館長	林 公義

4 傍聴人

3 名

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

管理部長 議事説明員の紹介
三浦委員 新任挨拶
委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した

教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

平成 19 年 1 月 12 日に、全国 37 市の中核市の教育長で構成される、中核市教育長会議に出席しました。会議での主な議論は「中核市への教職員の人事権限の移譲問題」でした。会議の方向は、教育再生会議での教育委員会の活性化が議論されていることから、権限委譲の時期が定かでないので、中核市市長会、同議長会、同教育長会議の連名により、文部科学省に対して早期実施の要望を提出することとなりました。なお、この要望は既に平成 19 年 1 月 18 日に提出されております。

昨今の報道でも大きく取り上げられておりますが、教育再生会議から第一次報告が示されました。主なポイントは「ゆとり教育の見直し」「いじめる子供の出席停止措置」「体罰見直し」等です。

また、安部総理は、教育委員会制度を定めた地方教育行政法と、教員免許の更新制を導入する教員免許法を合わせた教育 3 法の改正案を、昨日 25 日に召集された第 166 回通常国会に提出することを明言しました。

本市としては、今後の文部科学省の方向付けを見守って行きたいと考えております。

本市の学校給食費の状況については、後ほど学校保健課長からご説明いたします。

以上で報告を終わります。

議案第 1 号 『教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正についての議案の提出について』

委員長 議題とすること宣言

(総務課長)

議案第 1 号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正についての議案の提出について」ご説明いたします。

まず、今回の教育委員会への議案の提案理由ですが、地方自治法の一部改正に伴い、所要の条文整備をするため、来月 23 日から開催されます、本市議会第

1 回定例会に当該条例改正議案を提出するにあたり、提案いたしました。

次に、改正の内容をご説明いたします。

平成 18 年 6 月 7 日に地方自治法の改正が公布され、平成 19 年 4 月 1 日から、市町村の助役に代えて、副市町村長をおくこと、また特別職である出納長及び収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置くこととされました。このことに伴い、当該条例の条文整備を行うものであります。

議案の 1 ページに条例の改正文を掲げてございますが、2 ページの方をご覧ください。『教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例抜粋』といたしまして、旅費の関係を規定する第 3 条を掲げてございます。この後段部分に、『助役』、『収入役』の表記がございますことから、法改正に合わせて『助役』を『副市長』に、また「収入役」の表記を削除するよう当該条例を改正したいと考えております。『収入役』の表記の削除につきましては、引用しております横須賀市旅費支給条例の別表第 1 の該当部分は、特別職の職名を列記している部分ですので、単に削除するものでございます。

なお、改正条例の施行期日につきましては、改正法の施行期日である平成 19 年 4 月 1 日としております。

以上で「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例中改正についての議案の提出について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問、討論なく、採決の結果、議案第 1 号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

議案第 2 号 『横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について』本議案は、報告事項の 1 番『パブリック・コメント手続の結果』と関連があるので、一括して議題とする。

委員長 議題とすること宣言

(学校再編担当課長)

議案第 2 号「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の策定について」ご説明いたします。

また、基本方針を策定するに当たり、パブリック・コメント手続により、市民意見を募集いたしましたので、その結果について「報告事項」として、併せ

てご説明させていただきます。

まず、この基本方針の提案理由ですが、「市立小・中学校の規模及び配置を適正化し、児童・生徒の教育環境の整備を行うため」でございます。

基本方針は、議案の2枚目以降に21ページまでの冊子を添付させていただいておりますが、内容につきましては、「議案説明資料」にしたがってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、「議案説明資料」の1ページをご覧ください。今回の基本方針の策定のポイントといたしましては、資料の冒頭に四角の囲みで から まで記述しております。

この基本方針では、学校規模の適正化の必要性について述べ、適正規模の範囲を定めております。次に通学距離についても適正な範囲を定めております。また、規模や配置の適正化の方策について通学区域の見直しや統廃合などの方策を例示するとともに、適正化の検討に着手するための基準を定め、実施に当たっての手順を定めました。併せて、適正化に当たりましては、学校や保護者、地域の方々との合意形成に努めることを、この基本方針の中で明記しております。

「1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方」の「(1)基本方針の策定の経緯」をご覧ください。

昨今の少子高齢化に見られる人口構造の変化により、著しく小規模化が進展している学校がある一方、大規模開発により大規模化が進んでいる学校もあるなど、各学校には、規模の格差や配置の不均衡が見られるようになってきています。それらの物理的な側面が、子ども同士の間関係や、教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられ、学校規模や配置の適正化に取り組むことといたしました。

検討の経過は、これまでも中間的に報告を申し上げてきましたとおり、昨年度、横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会を設置し、10回の審議を経て提言をいただきましたので、昨年7月21日の本教育委員会定例会で報告いたしました。

その提言を受け、事務局で基本方針の素案を作成し、昨年10月20日の本定例会での中間報告の後、11月にパブリック・コメント手続を行い、市民意見を募集いたしました。パブリック・コメント手続の結果については、のちほどご説明いたします。

そして、素案に市民意見を盛り込んだものが、本日、議案としてご審議いただきます「基本方針」でございます。

「基本方針」の内容であります。7月に報告させていただいた「提言」と、パブリック・コメント手続を行う前に10月の定例会で報告させていただいた「素案」の内容から、ほぼ変更はございません。変更点は後ほどご説明いたします。

「(2) 適正規模について」をご覧ください。

学校は、知識や物事を修得するだけでなく、子どもたちが豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、いろいろな形態による学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。

小規模校の良さを指摘する意見もありますが、少人数授業などのきめ細かな指導は中規模や大規模な学校であっても受けることはできますが、ある程度の集団によるダイナミックな活動や、多様な学習活動の展開は、小規模な学校では実施が困難な場合もあります。

そこで、規模によるメリット・デメリットを考慮して、より高い教育効果が得られる学校規模を「適正規模」として、の表にありますとおり、「学校規模の定義」を定めました。

ここでいう「適正規模校」とは、小・中学校とも「12~24 学級」としています。この規模では、各学年でクラス替えが可能であるということ、また、学級が複数あるということで、学年運営が効果的に行えるということ、中学校では、教員の配置数の関係で、国語・数学・理科・社会・英語の5教科の教員が複数配置でき、また、選択教科、部活動などの指導体制が充実するということがメリットとして挙げられます。さらに、この程度の規模であれば、教員と子どもたちが十分に関わりを持つことができる規模でもあります。

なお、学級編制の基準は、法令による40人を基準として、検討を行ってまいりました。法令と申しますのは、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の第3条第2項により定められておりますので、参考資料といたしまして、基本方針の18ページに記載いたしております。

「(3) 適正配置について」をご覧ください。

本市は丘陵地や谷戸が多く平坦地が少ないため、学校が偏在していたり、通学区域内に学校がない場合や、学校が通学区域の端に位置していたりして、地域によっては通学距離が長く、交通機関の利用を余儀なくされている子どもたちもいます。

本市では、「通学区域設定の基本的な考え方」でお示ししているとおり通学区域を設定しておりますが、新たな開発や、少子化の影響による学校規模の変化などにより、現状とそぐわなくなっている地域もありますので、地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区

域の見直しを行って参ります。

通学の距離については、子どもの体力や法令、都市部における他都市の状況などから、考慮すべき点として、「小学校で2キロメートル程度」、「中学校で3キロメートル程度」を適正な範囲として決めました。

資料をおめくりいただいて、2ページの「(4) 規模及び配置の適正化の方策について」をご覧ください。

今後、適正化の検討を行うときの具体的な方策としては、通学区域の見直し、隣接校との統合、学校の分離新設、特別認定校制度の創設などが考えられますが、検討に当たっては、その後の周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことや、子どもたちの生活や、学校と地域との関わりを考慮に入れて行うこととします。

「(5) 通学区域制度の弾力的運用について」をご覧ください。

現在、本市では、指定変更承認地域の設定や、個別の理由による指定校の変更、中学校の学校選択制を実施し、通学区域制度を弾力的に運用していますが、今後もこの弾力的な運用は地域の実情や保護者のニーズに則って対応してまいります。

「2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策」の「(1) 検討のための基準について」をご覧ください。

適正化の検討に着手するための基準ではありますが、まず、小規模の場合は、クラス替えができない学年が生じる規模で、小学校で11学級以下、中学校で5学級以下の場合でございます。大規模の場合は、小・中学校とも、特別教室や体育館の割り振りなど施設面での制約が出てくる31学級以上としています。

距離の面では、先ほどの小学校で2キロメートル程度、中学校で3キロメートル程度を超える場合としています。

「(2) 検討・実施の手順について」をご覧ください。

適正化は、前項の基準に該当したからといって、すぐに実施いたすものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていく所存でございます。

ここでは、具体的な手順として、次のとおり定めております。

まず、来年度の前半で、本年の4月から9月の間ですが、「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」を策定し、具体的にどこの地域について、いつ頃検討を開始するかということを示してまいります。

具体的な検討に当たっては、計画に位置付けられた課題のある地域ごとに、学校関係者、保護者、地域の方々と構成する「地域別協議会」を設置して検討を進めてまいります。

地域別協議会からは、具体的な解決方策について「意見書」という形でまと

めていただき、教育委員会に提出していただきます。

教育委員会では、事務局内部に検討組織を立ち上げ、意見書の内容について審議したうえで、通学区域の見直しや、学校の統合などを決定してまいります。

「3 特に配慮すること」をご覧ください。

ここでは、主に、市立小・中学校適正配置等検討委員会からの提言に基づき、教育委員会として配慮すべきことについて記述してあります。

まず、「(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について」、明記しております。

次に、「(2) 市民への情報提供について」、ホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、これまで同様、積極的に情報提供を行ってまいります。

「(3) 基本方針等の見直しについて」、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じた場合には、基本方針等を見直しを行うことを明記しております。

以上が基本方針の内容でございます。

続きまして、この基本方針の作成に先立って行われました、パブリック・コメント手続の結果につきまして、ご報告いたします。

資料は、別冊で綴じられています報告事項の資料の1ページをご覧ください。

パブリック・コメント手続は、基本方針の素案に対し、平成18年11月6日から11月30日までの期間で実施いたしました。

その結果、19人の方から79件のご意見をいただいています。提出方法別の人数と項目別の意見数につきましては、資料1ページに掲載させていただいています。

2ページをご覧ください。

表の一番左から、「NO.」はご意見の整理番号、意見等の概要、意見の件数、市の考え方・対応の順に記載してございます。

主なご意見といたしましては、資料の2ページ以降にあります、「基本方針の策定の経緯」が分かりにくかったというものや、具体的にどこの地域を統廃合の対象とするのか、対象地域の住民が検討に加わっていない、というご批判が見受けられました。

また、5ページ以降の「適正規模について」は、小規模校のメリットについてのご意見や、小規模校と少人数授業を混同しているようなご意見も見受けられました。

私どもとしましては、小規模校のメリットである個に応じたきめ細かな指導については、少人数授業などにより中規模や大規模な学校でも実現できていると考えておりますが、大規模校のメリットであるダイナミックな活動や多様な

学習活動の展開は、小規模の学校では困難であることを説明させていただいております。

14・15 ページに「追浜小学校について」記載してありますが、いただいたご意見の中で、具体的な学校名が出ていたのは追浜小学校だけでしたので、特に別立てで記載させていただきました。ご意見の内容としては、追浜小学校の統合に関する反対の意見や小規模校のメリットについて触れたものが主なものでございました。

今回の市民意見を受けて、素案に追加させていただいた箇所が2カ所ございますので、その点についてご説明させていただきます。

パブリック・コメントの資料の7ページをご覧ください。20のご意見の中で、大規模校の人間関係面のメリットとして、素案では、小規模の対比となっていないというご指摘を受けましたので、ご指摘のとおり、「多くの友だちと共に学んだり生活したりする中で、より幅広い価値観と社会性が育まれる。」というように訂正させていただきました。

また、パブリック・コメントの資料の13ページをご覧ください。ご意見の中で、学級人数を40人とすることに疑義を呈するご意見がいくつかございましたので、基本方針案の2ページの表の下に「学級編制の基準を40人としています」ということを注記するとともに、前段でご説明させていただきましたが、18ページに根拠となる法令を記載させていただきました。

最後に、「議案説明資料」の3ページをご覧ください。

1は、「パブリック・コメント手続の結果」でございます。

「2 今後の取り組み予定」についてご説明いたします。

今後、この基本方針に基づき、「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」の策定に向けて準備を進め、来年度前半で、計画を策定する予定です。

その後、おそらく今年の10月以降になりますが、適正配置計画に基づいて、順次、地域別協議会を設置し、適正化に向けた検討を開始する予定です。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(出光委員)

児童・生徒・学校数の推計一覧を見ると、例えば小学校で6学級の学校が3つあることは誰でもわかる。その学校に通う子を持つ親だったら不安になると思うが、これはあくまで統廃合を前提としているわけではなくて、適正規模をどう考えるかということで間違いはないか。

(学校再編担当課長)

間違いない。パブリックコメントに対して、小規模校の学校関係者からも意見が寄せられている実態もあり、そのように捉えられることもあるかもしれないが、市民参加の委員会からの提言を受け、基本方針の素案を作成し、パブリックコメントも行った。今後は基本方針に則って地域に入っていく、町内会や保護者また今後保護者になれる方などや学校関係者と教育委員会と、共同して地域別協議会を立ち上げて、地域の学校がどうあるべきかから話し合いを進め、一定の結論を導きだしたいと考えている。

また委員から質問があったように、小さい学校だと統合を心配する向きがあるが、じかに、この計画が統合と結びつくわけではなく、これから各地域にうかがって、地域の皆様と一緒に、どうあるべきかを検討していくという内容となっている。

(出光委員)

市民のなかには、とても急いでいるという印象を受けている方もいる。この辺りはこれから地域の方々、保護者の方々と基本方針に則って、皆さんで意見を交わしていけば良いかと思うが、意見などの概要の2ページの3番にあるように、「検討委員会の策定過程が市民に知らされておらず不明瞭である」と言う意見が2件ある。この原因と今後の対応についてどのように考えているか。

(学校再編担当課長)

それらの意見については真摯に受け止めている。

ただ、全ての検討委員会は公開し、会議録もホームページに掲載し、提言が出たとき、素案をパブリック・コメントにかける際も広報に掲載している。教育委員会のホームページにも常に掲載しており、考えられるツールはすべて使っているつもりである。小中学校の全保護者を対象に、提言やパブリック・コメントの際にご意見の募集のチラシを、学校を通じて配らせていただいている。今後もさらに意見をいただくためにも、対応を検討していきたい。

(齋藤委員)

教育委員会の考えと、受け止める側の統合ありきではないのか、という意識にずれがある。なるべく意識のずれをなくすためには、お互い信頼関係がないと。そのためには、ホームページや広報だけでなく、誰もが簡単に情報を得られる環境を更に整えるよう努めてほしい。

もう1件これは質問だが、適正規模校のメリットのなかに、学年運営が効果的に行えるとあるが、これはどういうことか。

(学校再編担当課長)

複数の学級が学年にあると、同じ学年の教諭同時が授業の進め方を話し合うことができたり、クラス交流が行えるということが、効果的に行えるということである。これは、学校長等のヒアリングから出てきた意見である。

(奥寺委員長)

こういう問題はナイーブなところもあるし、十分に検討し、コミュニケーションを図って、誠意を示して進めてほしい。

(三浦委員)

横須賀市の基本方針策定の経緯のなかで、小規模が著しく進んでおり、学年で1クラスしか編制できない学校があるとの記載があるが、現実にそのようなケースがあるのか。

(学校再編担当課長)

各学年1クラスしか編制できない学校はある。

1つの学年で、男の子が13人で女の子が5人しかいないというような学校もある。

地域的に高齢化が進んでいる学校は、どうしても子どもの数が少ないので、そのような状態になっている。全体としてはピーク時の半分になっており、学校によっては小規模化が著しく進んでいる地域がある。

(出光委員)

これから適正規模を考える際には、数だけではなく、それぞれの学校の個性を考えていただきたい。その方が市民の方の理解を得られる。

その他には質問、討論なく、採決の結果、議案第2号は「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

(奥寺委員長)

次に報告事項を聴取します。

学校選択制の結果について

(学校再編担当課長)

お手元の報告事項の19ページをお開きください。

平成 19 年度中学校の学校選択制の選択結果を報告いたします。本市における学校選択制は保護者や児童が入学できる中学校を選択できるようにすることで、学校に対する関心を高めていただき、特色ある学校づくりや市立学校の活性化を促すことを目的として導入しています。この制度は平成 15 年度から一部地域で実施しており、平成 17 年度からは全市に拡大して、平成 19 年度は全市実施の 3 年目にあたります。選択の結果は、20 ページの平成 19 年度学校選択制選択結果一覧に出ています。

対象者は 3,909 名であり、これは市内に在住の小学校 6 年生の児童の数です。このうち 8.3% にあたります 324 名が学校選択制により他学区の中学校を選択いたしました。ちなみに 18 年度は 322 人で 8.6%、導入初年度の 17 年度は 330 人で 8.8% と概ね 8 % 台の方々が選択制を利用しています。

今回受入れ枠を超えた中学校は 1 校、具体的には久里浜中学校でしたが、久里浜中学校を除く中学校については、選択制で希望した全員を受入れることとなりました。

久里浜中学校については希望された人数が 83 名。久里浜中学校は受入れ枠が 30 人でしたので、久里浜中学校を第 1 希望とした方につきましては、昨年 12 月 26 日の午前 10 時から本市役所の正庁において公開抽選を行いました。

久里浜中学校の受入れ枠は 30 名でしたが、久里浜中学校から学校選択制で他の学校を選ばれた方が 14 名いらっしゃいましたので、14 名分上乘せして、44 名を受け入れる形で抽選を行いました。

19 年度の結果は次のページに一覧でございます。

また選択制の抽選にもれた 39 名の方がいらっしゃいますが、現状で 44 名のうち辞退された方が 3 名いらっしゃいます。転居や私立の学校に進学するということで辞退されており、今後も若干名ですけど、辞退の出る方が見込まれますので、補欠順位の上位の方からお知らせしていきます。

(出光委員)

久里浜中学校はなぜ希望者が多いのか。

(学校再編担当課長)

いろいろな要素があると考えている。久里浜地区は学区が入り組んでおり、神明中が近く、本来神明中の学区の方でも久里浜中が近いという人がいる。例年そのために久里浜中の希望が多い。また駅から比較的近い、学校説明会の際に非常に感じがよかった、部活の状況など、いろんな要素が重なった結果ではないかと考えている。

(奥寺委員長)

他に質問がないようなので、次の報告を聴取します。

(学校教育課長)

23 ページをお開きください。

これからいじめ対策サポートチームについてとフォーラム『STOP THE いじめ』について説明させていただきます。

去年は、いじめの問題やそれに伴う子どもの自殺が大きな社会問題になりました。『教育再生会議』は、11月29日に『いじめ問題への緊急提言』を発表し、その中で「教育委員会も、いじめ解決のサポートチームを結成し、学校を支援する。教育委員会は、学校をサポートするスキルを高める。」との提言がありました。

これらを受け、県下で最初に『いじめ対策サポートチーム会議』を設立いたしました。

24 ページに、この『いじめ対策サポートチーム会議』では、学校でいじめが起こらないようにすること、いじめが起こった場合に速やかに解消することを目的として、さまざまな検討や対策を行なってまいります。具体的には、

子どもにとって、いじめを訴えやすい場所や仕組みを校内に設けるための工夫をすること

いじめに関する調査等を行なうための検討、及びその分析

問題を起こす子どもに対しての指導に関する検討

いじめに対する学校の組織体制づくりにむけての指導・助言

いじめについての地域・保護者への啓発

の5つを活動の柱と考えております。

お手元の資料にもありますように、児童相談所をはじめ県警少年相談保護センターや市PTA連絡協議会等とも連携・協力を進めております。各専門機関のご協力をいただきながら、すべての子どもにとって安心・安全で楽しい学校づくりを進めて参りたいと考えております。

この『いじめ対策サポートチーム会議』の中で最初の仕事として、次に資料であります。フォーラム『STOP THE いじめ』です。

このフォーラムでは、奥寺教育委員長に横須賀の子どもたちにお話をいただいた後、元横浜FCの城彰二氏から、ご自身のサッカー体験等を通して、いじめについて語っていただくとともに、子どもたちの質問にお答えいただく予定です。また参加する市内小・中・高校・ろう・養護学校77校の中の数校が基調提案を行い、会場全体で協議を盛り上げ、有意義な時間にしてまいりたいと思っております。

次に、『ヤングテレホン横須賀』のサービス拡充でございます。2月3日(土)より、従来の平日に加え、土日祝祭日にも、いじめ、不登校を始め、青少年の悩みに対応した電話相談の受付を開始いたします。受付時間は午前9時から午後4時30分までとなります。相談時間が増えることで、より多くの青少年の悩みを解消することができればと考えております。

もう一つご報告させていただきます。

毎年、神奈川県教育員会では「いじめ・暴力行為等防止運動」を行っております。その中でさまざまなことに取り組んでおりますが、その一つに、「いじめ・暴力行為等防止のための啓発ポスターコンクール」を行っております。

今年度、小学校低学年で最優秀賞を高坂小2年の堀井野の花さんが受賞されました。作品はこのように大変すばらしいものであり、この絵が、ポスターになり、県内の各学校や、駅、商店街や商店で掲示されますのでご紹介いたします。

(齋藤委員)

いじめ対策サポートチームには大変早く取り組んでいただいて非常に良いことだが、ひとつ聞きたいことがある。サポートチームには事務局のようなものはあるのか。

(学校教育課長)

学校教育課で、チーム支援・支援教育というのがあって、生徒指導・児童生徒指導の指導主事と障害児教育の指導主事と進路相談員がチームを組んで様々なところで連携をとっている。それと教育研究所の不登校担当の指導主事が入って、そこで事務局を作り、連絡・連携をとって、すぐに学校に指導できる体制はとっている。

(齋藤委員)

これによって、いじめ問題が改善に向かっていってほしいと思う。

(三浦委員)

ヤングテレホン横須賀というのはどのくらいの件数がかかっているのか。
またどのような問い合わせが多いのか。

(教育研究所長)

17年度年間で300件強。一番多いのは不登校の案件である。いじめに関しては18年度12月の初めの段階で20件くらいである。

(出光委員)

ヤングテレホンはメール対応もできるということだが、夜も相談が可能であれば若者は相談しやすいのでは。悩み事を考えるのは夜が多いと思う。時間の延長は検討できないか。

(教育研究所長)

24時間対応については、こども育成部のこどもホットラインが24時間電話対応している。

ヤングテレホンでの実施については、19年度以降検討していきたい。

(出光委員)

悩みを持っている子は、「こども」という名称だと電話をかけづらいようなこともあるので、呼称も含め検討していただきたい。

(奥寺委員長)

次の報告事項を聴取します。

(中央図書館長)

「横須賀市子ども読書活動推進計画」について、ご報告いたします。

本件については、昨年5月26日の教育委員会定例会に策定状況をご報告したところではありますが、今般、同推進計画を策定しましたので、ご報告いたします。報告資料1の「横須賀市子ども読書活動推進計画」をご覧ください。「横須賀市子ども読書活動推進計画」の愛称として、「愛読プラン」としました。18頁をお開きください。「(仮称)横須賀市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿」の通り、公募市民委員4名を加えた10名の「(仮称)横須賀市子ども読書活動推進計画策定委員会」に変更し、昨年6月8日から12月15日まで、4回の会議をもち審議をいたしました。報告資料2の「横須賀市の児童・生徒の読書実態調査報告書」の1頁をお開きください。

下部の(3)「調査対象および回収数」の「児童・生徒に対する調査」については、市内の市立の小学校にろう学校及び養護学校の各1校を加えた50校、中学校25校、横須賀総合高等学校の1校の計76校の児童・生徒の全員について調査し、89.1%の有効回答を得ています。2頁をお開きください。

学校に対する調査については、76校の全校から回答を得ています。

報告資料 1 の「横須賀市子ども読書活動推進計画」にお戻りいただき 2 頁をお開きください。

調査の結果、(4)本市の実態調査(平成 18 年 6 月調査)の結果の「現状」、A「全国平均(平成 17 年 5 月調査)より本の読書冊数が少ない。」B「本を読むことが「とても好き」と「大きい」を比較した場合、読書冊数に大きな開きがある。」3 頁をご覧ください。C「月に 1 冊以上の本を読む児童・生徒が 80.0% と多い。」D「本を読むのが「とても好き」、「好き」な児童・生徒が多い。」との結果であります。「課題」としては、「本を読むのが「きれい」、「大きい」の児童・生徒を「好き」、「とても好き」に変えることにより、本の読書冊数を増加させることができるものと思われるので、A「読ませたい本、好ましい本の情報を提供していく。」B「家族を含めて、本のおもしろさ、楽しさを伝えられる人を増やす。」C「読書冊数を増加させる。」があげられます。4 頁をお開きください。この調査結果に基づきまして、第 2 章「推進計画の基本的な考え方」、1「推進計画の目指すもの」の下から 2 行目のとおり、「現在、全国平均に満たない本市の読書冊数を全国平均に近づくよう、読書環境を整備することを目的とします。」としています。5 頁から 14 頁にかけて、第 2 部として、子どもの読書活動推進のための具体的な方策として、方策の体系及び推進の方策について記載しています。

15 頁をお開きください。第 5 章の「体系及び実施年度」ですが、これは、5 頁から 14 頁までの推進の方策を年齢ごとおよび関係施設ごとに要約したものであります。表の左側にあります項目ですが、1「乳児からを対象にした施策」については、(1)「ブックスタート事業の継続」等 9 施策を、2「幼稚園児・保育園児からを対象とした施策」については、(1)「ブックリスト(幼稚園・保育園)の作成・配布の継続」等 10 施策を、3「小学生の児童からを対象とした施策」については、(1)「ブックリスト(小学校)の作成・配布の継続」等 19 施策を、4「中学の生徒からを対象とした施策」については、(1)「ブックリスト(中学校)の作成・配布の開始」を、5「障害者、外国籍に対する施策」については、(1)「障害のある子どもたちの実態の把握、環境整備の拡充」等 5 施策を、6「その他の施策」については、(1)「米海軍横須賀基地内の図書館との交流や外国語の本等の整備の拡充」等 3 施策を計画しました。

下の欄外にありますように、黒い星印()で表示したものは新規で 20 項目、黒い四角()で表示したものは拡充で 20 項目、白いひし形()で表示したものは継続で 15 項目あります。

表の真ん中にあります関係施設については、地域・家庭、図書館、公民館等、学校、幼稚園・保育園、その他の別に担当する施策を表示してあります。

また、実施年度については、下の欄外にありますように白丸()で表示した

ものは準備、二重丸()で表示したものは実施を示し、平成 21 年からは全部の施策を実施する計画であります。

この推進計画の特徴としては、児童・生徒の全員を対象とした実態調査を行い、その調査結果に基づいて推進計画を策定していること。計画策定前にはなし会、ブックスタート、ブックリストの配布等に取り組んでおり、できる限りさらにこれらを充実させること。学校や学校図書室の取り組みを充実させること。図書館、幼稚園・保育園、学校等との連携を強化すること。米海軍横須賀基地内の図書館との交流等であります。

以上でご報告を終わります。

(委員)

質問等ないので、理事者から他に報告等ありますか。

(学校教育課長)

児童生徒の書写展について、ご報告いたします。

1月21日の神奈川新聞で紹介されましたが、1月の18日から23日の6日間、横須賀市立の小・中・高・ろう・養護学校の児童生徒の作品約1,000点を集めた書写展を文化会館で開催いたしました。入場者数は2,000人以上の方々にご覧いただくことができました。

なお、児童生徒造形作品展を2月1日(木)から6日(火)まで、文化会館を会場に児童生徒の作品約3,000点を展示し開催いたします。

(学校保健課長)

学校給食費の徴収状況に関する調査の報道が1月24日から1月25日にかけてされましたが、その件について報告させていただきます。

お手元の「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果」をご覧ください。この調査は文部科学省が平成18年の11月に実施したもので、全国的な調査の結果であります。対象は平成17年度の全国の学校給食を実施している、小学校及び中学校が対象となっております。

調査の目的は、学校給食費については、学校給食法の規定により食材費等は保護者が負担することと定められておりますが、最近、保護者が学校給食費を未納している問題について、各学校や市町村教育委員会等が対応に苦慮している事例が多く伝えられるようになったことから、未納問題への適切な対応に資するための調査です。

お手元の資料をご覧ください。全国結果、横須賀市の結果、神奈川県の結果の3種類です。

まず、全国の結果の 1 ページ目をご覧ください。 の調査結果の概要の 1 の平成 17 年度の学校給食費の徴収状況の表の中段と下段にそれぞれ、未納の児童生徒数および未納総額が記載されております。

未納者数は、小、中合計で 98,993 人、率にして 1.0% です。

未納額は、小、中合計で 2,229,638 千円、率にして 0.5% となっております。

引き続きまして、5 ページから全国結果の都道府県別内訳となっており、6 ページに神奈川県の方を記載しております。

小中合計ですが、未納者数が 3,945 人、率にすると 0.7%、未納額が 71,355 千円で率にすると 0.4% となっております。

7 ページの横須賀市の結果をご覧ください。7 ページの同じ場所に徴収状況表がございますので比較してみますと、未納者数は、小、中合計しますと 473 人、率にすると 1.5% になります。未納額は、小、中合計しますと 3,370,000 円、率にすると 0.4% となります。

8 ページをお開きください。「3 学校給食費の未納に関する学校の認識」その「(1) 児童生徒ごとの未納の主な原因についての認識」というところですが、このなかでは、保護者としての責任感や批判意識というところが一番大きな問題として挙げられています。私どももこれが一番大きな問題だと捉えています。

9 ページの 4 「学校給食費の未納に対する対応」というところで、どんな対応をしているかをあげています。

電話、文書、家庭訪問による保護者への説明。PTA の会合などを通じての保護者への呼びかけ、その他生活保護の担当者からの指導などを実施しております。また経済的な理由で支払えない場合などは、就学援助のご案内などをしております。

支払いが可能なのに支払いをしない、未納者に対しては、給食費は公費ではなく私会計なので、債権者の問題等がありますが、どのような手段がとれるか市の法規担当や弁護士とも相談をしております。

(奥寺委員長)

他県では裁判になったような例もあったと思うが。

(学校保健課長)

いくつかの市から事情を聴取したり、資料を請求したりしている。そのなかで給食費を公費として市の歳入に入れている例があった。この場合は、市長名で督促等を出し、裁判所に支払督促の送達をお願いし、徴収に伺う。それでも支払われない場合、最終的には裁判になるということであった。

(三浦委員)

人数のパーセントが高くて、額が少ないのは、比較的少額の人が多いということか。

(学校保健課長)

1ヶ月分の滞納でも1人とカウントしているため、一概に人数が多いから未納額が多いということにはならない。

(出光委員)

小学校と中学校の給食費はいくらか。また学校ごとに違うのか。

(学校保健課長)

全校同じである。小学校は月額3,300円で11ヶ月。8月はありません。中学校は月額550円、11ヶ月分で6,050円です。

(教育長)

滞納額により全体の運営に影響はあるのか。

(学校保健課長)

全体のなかでやりくりをしているので、なんとか対応はできている。

以上で本日の日程は終了いたしました。

他に特に質問はなく、日程は終了した。

6 閉会及び散会の日時

平成19年1月26日(金) 午前10時45分

横須賀市教育委員会

委員長 奥寺康彦